

広島県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十一年
年広島県告示第十九号で認可した川尻安浦都市計画下水道事業川尻安浦公共下水道の事業計
画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月九日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

川尻安浦都市計画下水道事業川尻安浦公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月二十四日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし